

日本におけるリース基準の変遷と議論

22C1157 安藤晃希

1. はじめに

2024年9月、企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan 以下 ASBJ)は、「リースに関する会計基準」の改正を発表し、使用权モデルの導入を決定した。この改正は、国際会計基準審議会(The International Accounting Standards Board 以下 IASB)および米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board 以下 FASB)が2010年に公開した草案に基づき、約14年の議論を経て実現したものである。使用权モデルの導入により、リース取引はファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区別せず、原則としてすべてのリース取引を使用权資産とリース負債に計上することとなった。この変更は、リース取引の透明性を高め、企業の財務諸表をより正確に反映させ、投資家や利害関係者への重要な情報提供を目指している。

しかしながら、使用权資産とリース負債を計上することによる事務的な負担が依然として懸念されており、特にオペレーティング・リースを多く利用している企業にとっては、今までリース契約として認識されておらず、今回の基準改正によって適用対象となったリース契約の洗い出し、特にリース契約と明示されていないような取引であるいわゆる隠れリースの洗い出しは企業にとって大きな負担になるだろう。実際に、会計ソフトを手掛ける株式会社プロシップ(東証 P3763)が経理担当者 1,003 人を対象に行った調査によると、2024年8月時点で全体の約4割がまだ準備をはじめておらず、制度内容も詳しく理解できていないという結果が得られた。(プロシップ[2024])また、これらを資産計上した後に求められる計算の複雑化やそれに伴う情報開示といった業務負担を増大させる恐れや負債比率ⁱや自己資本比率ⁱⁱ、ROA(純資産利益率)ⁱⁱⁱなど財務比率の悪化により、投資家や金融機関などをはじめとするステークホルダーの企業に対する評価に悪影響を及ぼす懸念もある。特に店舗を借りて営業する小売業やリースが多い航空・船舶業、サブリースを行う不動産業(注記 vi 参照のこと)などへの影響は大きいと思われる。

また、本稿では深くは触れないが、計算の複雑化などの実務負担から、米国会計基準(ASC^{iv} Topic842)では、使用权モデルを基礎とする資産計上する処理が導入されたものの、費用認識に関しては、従来通り、オペレーティング・リースに関して、定額のリース料を認識する処理をする「デュアルモデル」が採用され、実務負担が軽減された。使用权モデルを基礎とする資産計上処理が導入されたという点では IFRS とのコンバージェンスが進んだものの、費用認識に関する処理については IASB と FASB の間では完全なコンバージェンスとは至らなかった。

今回の改正には、企業の財務報告の透明性を高め、国際会計基準(International Financial Reporting Standards 以下IFRS)に合わせた会計処理を実現するという大きな目的があるものの、資産計上の対象となるリース契約の洗い出しやステークホルダーへの説明など、企業は新基準に向けての準備を進める必要がある。本稿では、日本におけるリースに関する会計基準のはじまりから2007年改正における所有権移転外リースの容認処理廃止に関する議論と、今回の使用权モデル導入に関する議論を、会計基準設定主体であるASBJ^{iv}と業界団体であるリース事業協会それぞれの立場から考察し、これまでの日本におけるリース会計基準の変遷とその影響を探る。

2. リースとは

2-1. レンタル・割賦購入との違い

リース、レンタル、割賦購入それぞれの特徴と違いについて説明する。まず、リースは、借手企業が選択した物件をリース会社が新たに購入し、その物件を借手企業に貸し出す仕組みである。リースの特徴^{vi}は、借手が選んだ物件をリース会社が購入するため、そのコストのすべてを借手企業から回収することを想定している。よって、原則として解約ができず、契約期間終了まで物件を使用することが求められるため、契約はおのずと長期になる。所有権は、契約期間中はリース会社に帰属するが、終了後の所有権に関しては、契約によって選択できる。日本におけるリースでは、終了後は借手に返還されるいわゆる所有権移転外ファイナンス・リースが主である。このことから、単なる金銭の貸付けを意味する金融と対比して、物融ともよばれる。また、メンテナンス義務は借手に帰属し、契約によっては残価保証が設定されることもある。リースは初期投資を抑え、常に最新の機器を使用し続けることができる。さらに、メンテナンスや修理がリース契約に含まれている場合、企業は設備管理の手間を軽減できるという利点や每期一定額の費用が計上されるためしばしば設備投資意思決定の判断に用いられるキャッシュフローの把握がしやすいという利点もある。

次に、レンタルは、貸手がすでに所有している物件の中から借手が選択したものを、貸し出す仕組みである。例えば、レンタカーがこの例にあたる。レンタカーでは、借手の所有するものの中からその車種を選ぶことができる場合もあるが、物品の選択肢や使用条件に制約がある場合があり、リースのような柔軟性はない。所有権は、契約期間中はもちろん、契約終了後に所有権が借手に移転することは購入でもない限りない。当然メンテナンス義務は貸手に帰属する。比較的短期で一時的な利用に向く。

割賦購入は、サプライヤーとバイヤーが直接取引を行い、物件の代金を分割して支払う仕組みである。割賦購入では、資金の借り入れを行って、購入する取引とほぼ同様である。物件の選択権はバイヤーにあり、メンテナンスの責任もバイヤーにあるが、支払いが終わるまでは所有権がサプライヤーにある。割賦購入はバイヤーとサプライヤーとの直接的な取引であるため、高額な取引では、サプライヤー側が資金不足に陥り最悪

の場合黒字倒産になりかねないため通常借入れを行う(金融機関からの融資によりサプライヤー側には一括で支払いが行われるため、サプライヤーとバイヤーとの取引関係は終了し、以後は、バイヤーと金融機関との取引になる)。このように、割賦購入は間に金融機関を挟むことで、リース同様バイヤー側の初期費用を抑えることができ、サプライヤー側も資金不足のリスクを軽減できることで安全な取引が可能になる。割賦購入はリースと比較して、契約終了後の所有権を重視している企業に向く。

	貸借			購入
	レンタル	リース		割賦購入 (分割購入)
		OL	FL (移転外)	
物品	もともとある貸手の物品 (中古)	借手のリクエストしたものを 貸手が購入した物品 (新品)		自分がほしいものを 自分で購入した物品 (新品)
解約	可	原則不可	不可	
メンテナンス	貸手	借手		
所有権 (契約終了後)	貸手		借手	

2-2. 日本企業におけるリースの利用状況

日本企業におけるリースの利用は、1960年代に始まったとされている。1963年度の初期にはリース取扱高は7億円だったが、1991年度には8.8兆円まで拡大した。初期投資を抑えることができ、資金繰りの改善や設備の更新が容易になる点やリース契約では、通常、物件の所有権がリース会社に残るため、借手企業は経営資源を効率的に活用できるという利点や税務上のメリットを享受できることから、リースは企業の資金調達や節税手段として、広く支持された。しかし、リース取引の増加に伴い、バランスシートに計上されず、企業の負債が過小に見積もられるというリース契約に関する財務諸表の透明性が問題視されるようになった。その後、バブル経済の崩壊やリーマンショックなどの経済情勢の停滞もあり2021年度には取扱高は4兆円まで減少した。(リース事業協会[2021a][2021b][2022])

2-3. 日本におけるリース基準の変遷とその必要性

リース取引は、1950年代後半から1960年代初頭にかけて、米国で資金調達手段として利用されはじめ、日本でもこのモデルが注目されるようになり、1960年頃から導入された。当初、日本ではリースは主に不動産や設備の借入れとして利用されていたが、徐々にその利用範囲は広がり、リース取引が増加することとなった。(リース事業協会[2022])

順調に市場が拡大していたリース取引だが、1990年代には三光汽船の倒産事件^{vii}などを受け、資産計上されないリース契約に関する財務諸表の透明性が問題視されるようになった。そこで、リース契約に基づく資産や負債を貸借対照表に計上することは求められなかったものの、財務諸表の注記として開示する処理も導入された。しかし、この注記処理は十分な透明性を確保できず、不十分だという意見が高まった。

そこで、1994年には、従来はすべて賃貸借処理をしていたリース取引を、借手側が購入時をほぼ同額のコストを負担するフルペイアウト要件^{viii}を満たすファイナンス・リースと満たさないオペレーティング・リースとに区別し、フルペイアウト要件を満たす比較的売買取引に近いファイナンス・リースは資産計上する処理の導入が検討されたが、長くリース取引を賃貸借処理してきた慣行からリースを資産計上処理することにリース業界からの強い反対を受け、その妥協の結果ファイナンス・リースであって、契約終了後に所有権が借手に移転しない取引はファイナンス・リースの中でも賃貸借性が強いことから、オペレーティング・リースに準じ、資産計上せずに、賃貸借処理をしなくてもよいという容認処理が認められた。この容認処理を認めた結果について、「長く賃貸借処理が慣行化していたことや、所有権が移転するリースが当時のわが国ではほとんど存在していなかったこと、税法との兼ね合いなどの阻害要因により、基準設定当初から容認処理が常態化し、基準の趣旨と乖離した状況にあったと評価している。一方で、容認処理で要求されていた注記情報はオンバランス処理に相当する情報が開示されていたという点では、一定の有用性が認められる」と評価している。(茅根[2005])

しかしながら、この容認処理は国際的にも例がない処理であり、国際基準との整合性を図る観点から ASBJ はこの容認処理の廃止に向け、再検討を開始した。その後も途中審議が一時凍結されるなど、リース業界からの強い反発があったものの 2007 年改正で容認処理は廃止され、所有権移転外ファイナンス・リースを含めたすべてのファイナンス・リースにおいて資産計上することとなった。しかし、この改正においても、契約終了後に所有権が移転もなく、フルペイアウト要件を満たさないオペレーティング・リースに関しては賃貸借処理が認められていたことや使用权モデルの導入による国際基準とのコンバージェンスの観点から、再び改正に向けて基準の再検討がされ、そこから 10 年以上の議論を経て、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別なく、すべてのリース取引に資産計上するとした、今回の基準の改正に至った。

基準なし	旧リース (1998～)	現行リース (2008～)	新リース (2027～)
すべて賃貸借処理	FL:売買処理 例外:移転外は賃貸借処理可	FL:売買処理 (例外なし)	すべて売買処理
1989～ 注記	OL:賃貸借処理	OL:賃貸借処理	

3. 所有権移転外ファイナンス・リースにおける容認処理をめぐる議論

・ASBJの立場

ASBJは所有権移転外ファイナンス・リースに関して、賃貸借処理では情報提供として不十分であるという立場から容認処理の廃止を主張した。また、リース取引と割賦購入との整合性の観点から、実質的にはリース取引も割賦購入と同様に資産計上すべきだと主張した。負債計上側の根拠としては、たとえ契約終了後に所有権が移転しないリース取引でも、原則リース取引に途中解約が認められていないことから、借手はリース期間中におけるリース料の支払い債務が確定しており、その債務は負債として財務諸表に反映させる必要があるという観点から、経済的実態を反映し、負債を計上が求められると考えていた。また、ファイナンス・リースの契約終了後、所有権が移転するかどうかで区別し、所有権が移転しないリースに賃貸借処理を容認するという基準は、国際的にみても例がなく、これらとの整合性を高めるためにも容認処理を廃止すべきだとしていた。(加藤[2004] [2007a] [2007b]、企業会計基準委員会[2007]、茅根[2005])

・リース事業協会の立場

所有権移転外ファイナンス・リースにおける容認処理の廃止に反対の立場の具体的な根拠としては主に、日本におけるリース取引はそのほとんどが契約終了後の所有権が移転しないことやリース取引に管理やメンテナンスなどサービスを含んでいる場合もあり、外国のそれとは異なり賃貸借性が強いということに加え、現状の注記による情報開示に十分有用性が認められることや税法上との処理が一致しないことをあげていた。移転外リースが多く利用されている中、これをオンバランス処理することは、事務的負担が増加することやリース料の損金算入が認められなくなり、税務上の恩恵を享受することができなくなることから企業の資金調達手段としてのリースの魅力

が損なわれリース市場が縮小する恐れがあることからリース取引のオンバランス処理に対して反対し、リース取引が持つ柔軟性や資金調達手段としての有用性を維持するために、現状の基準を維持すべきとしていた。(加藤[2004] [2007a] [2007b]、企業会計基準委員会[2007]、茅根[2005])

4.使用権モデルの導入をめぐる

・使用権モデルとは

使用権モデルは、リース取引をオンバランスすることの論理を従来のようにリース取引と割賦購入取引との整合性に立脚するのではなく、概念フレームワーク^xとの整合性立脚する考え方、すなわち、物件そのものの売買として認識するのではなく、物件の使用権の売買として認識する考え方である。これまでの会計基準^{xi}では、リース契約に基づく物件がファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、それぞれファイナンス・リースでは物件の資産や負債を貸借対照表に計上し、リース料を減価償却費(営業費用^{xii})と支払利息(営業外費用)に分けて費用化し、オペレーティング・リースでは物件の資産や負債は貸借対照表に計上しないで、リース料のみが每期一定額すべて営業費用^{xiii}として認識されるといったようにそれぞれ異なる処理が行われていた。しかし、この区別が2-3にもあるように、企業の財務状況を適切に反映しないという指摘がなされ、オペレーティング・リースを含めたすべてのリース契約をオンバランス処理する方向に進んだ。この論理自体は1996年にG4+1^{xiiii}によるスペシャル・レポート「リース会計—新たなアプローチ—リース契約から生じる資産および負債の借手による認識—」(Accounting for Leases:A New Approach—Recognition by Lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts—,SR)によってすでに公表されていることから、この論点について長期にわたって議論されてきたことがわかる。

使用権モデルとは、リース契約に基づく物件がリース契約の期間中、借手に使用される権利を提供するという視点に基づく会計処理方法である。このモデルでは、リース契約が始まると、借手はリース物件の使用権を取得したものとされ、その使用権を資産として貸借対照表に計上することが求められる。これに伴い、借手は将来のリース料の支払義務を負うことになるため、そのリース負債も貸借対照表に計上される。つまり、使用権資産とリース負債との両方が企業の財務諸表に反映されることとなる。使用権モデルの導入により、リース契約が企業の財務状況に与える影響がより明確に示されることとなり、企業の負債や資産が適切に反映されるようになった。

この変更は、特にオペレーティング・リースのような従来オフバランスで処理されていたリース契約を利用している企業に重要な影響を及ぼす。これにより、企業はリース契約に関する情報を財務諸表で一貫して提供することが求められるようになり、投資家や利害関係者にとってより正確で透明性の高い情報が提供されることとなる。(秋葉

[2024]、あずさ監査法人[2024]、井上雅彦[2023a][2023b]、企業会計基準委員会[2024]、小山[2024]、EY 新日本監査法人[2020])

・ASBJ の立場

リース契約が実質的に資産の使用権を移転することが多く、その結果として企業が負担する支払い義務を財務諸表に計上することが重要だと主張していた。このモデルでは、借手がリース契約に基づいて使用権を有する資産を取得するため、使用権資産を計上し、リース負債を計上することが義務付けられる。これにより、リース契約の経済的実態がより正確に反映され、企業の負債や資産の状況が投資家や利害関係者に適切に伝わるとしていた。国際的な会計基準との整合性が強化される点を強調していた。特に、IFRS や米国基準といった国際基準が既に使用権モデルを採用していることを踏まえ、これらの基準との一貫性を持たせることが、グローバルな投資家にとっても有益だと考えていた。使用権モデルを採用することで、企業間での会計基準の整合性を保ち、国際的な競争力を高めることができると主張していた。(加藤[2004][2007a][2007b]、企業会計基準委員会[2024]、茅根[2005])

・リース事業協会の立場

使用権モデルが企業に対して過度な負担を強いることを懸念していた。具体的には、リース取引に関連する資産と負債をオンバランス処理することにより、企業の財務諸表が複雑化し、経営者や投資家にとって理解しにくくなる恐れがあると指摘していた。また、使用権モデルがリースの本質を正しく反映しない可能性があるとして主張していた。リース契約が単なる資産の使用であり、最終的に資産の所有権が移転しない場合、借手がその資産を使用する権利を持っているだけで、実質的な資産の所有者とは言えないという立場を取っていた。そのため、使用権資産やリース負債を計上することが、リースの実態を過剰に反映することになるのではないかと懸念していた。リース契約におけるオンバランス処理が義務付けられると、実務負担の増大や財務比率の悪化など企業がリースを利用する動機が低下し、結果的にリース市場が縮小する可能性があるとして指摘した。(加藤[2004][2007a][2007b]、茅根[2005]、リース事業協会[2009][2010][2011][2018])

5.おわりに

リース取引における会計基準改正は、企業の財務諸表における情報提供機能を強化することを目的としている。特に、使用権モデルの導入により、すべてのリース契約を資産計上することが求められ、使用権資産とリース負債を計上することになった。この

変更により、リース取引の実態がより一層明確に財務諸表に反映され投資家や債権者などの利害関係者に対して、より充実した情報が提供されること、そしてIFRSとの整合性を高め、海外の利害関係者へのより充実した情報の提供されることが期待されている。

一方で、リース事業協会をはじめとする業界側は、この改正が企業に過度な実務負担を強いる可能性があることを懸念している。また、リース契約をオンバランス処理することにより、企業の負債比率が上昇するなど財務指標に悪影響を与える恐れがある。特に、今回の改正より資産計上が求められるオペレーティング・リースを多く抱える企業にとっては、負債の計上により、財務の健全性に対する評価が厳しくなり、結果的に投資家や債権者などの利害関係者からの評価にマイナスの影響を与える可能性がある。リース事業協会としては、このような過度な実務負担や財務状況への影響が、リースの本来の目的である柔軟な資金調達手段としての役割を損なうのではないかと懸念を抱えている。

使用権モデルが導入されることに伴う、リース取引の洗い出しやステークホルダーへの説明など実務面での負担やオンバランスによる財務比率の悪化など、これからの企業における資金調達手段としてリースを選択する動機が減少する恐れがある。リースの本来の目的として、物件を保有せずに利用するという柔軟性が損なわれることは、資金調達手段としてリースを重用する企業にとって大きなダメージである。リース取引の情報提供機能の強化は、企業の財務状況をより正確に反映させる重要な目的であるが、実務面での配慮が十分に行われなければ、今後、多くの企業はリース取引に対して消極的になり、ひいては企業全体の設備投資に対しても消極的になっていくだろう。

投資家や金融機関への情報提供が進むこと自体は悪い話に思えないが、その情報を実際に投資家や債権者を望んでいるのか疑問に感じた。多くの一般投資家にとって企業が提供する有価証券報告書をそのまま読み解き、投資判断に用いることはほぼ不可能であるため、多くの一般投資家は投資判断のための情報を企業が提供する財務諸表ではなく、証券会社のアナリストレポートや株情報サイトや株取引雑誌などから得る。財務比率に関しても計算した結果を得られるので、自ら電卓を叩いて計算している投資家は少ないだろう。こうした証券会社やアナリストをはじめ、プロ投資家や金融機関など高い知識を有していれば、実際に資産が計上されていなくとも、注記はされているのであるから、それを踏まえた投資判断ができるだろう。このことから、基準改正に係る情報の充実はあまりニーズが高くないのではないかと分析した。今回の基準改正は基準設定主体側が国際会計基準とのコンバージェンスを急ぐあまり、業界側への傾けが足りなかったのではないかと思う。コンバージェンス自体は国際企業との整合性を高める点では良いと思うが、それによって企業の経済活動が停滞してしまえば本末転倒であろう。

基準草案はすでに最終化されているものの、適用開始時期が当初の予定より1年延

長されるなど、今回の大改正より混乱のリース業界の動向に適用開始まで目が離せない。企業の柔軟な資金調達手段としての役割を維持しつつ、国際的な整合性を高めることができるよう、今後も業界と会計基準制定者の間での議論と調整が重要である。

6.参考文献

- 秋葉賢一(2024)「リース会計基準の変遷と課題」、『企業会計』、77巻1号、中央経済社。
- あずさ監査法人(2024)『IFRS 会計基準「リース」：図解&徹底分析』、中央経済社。
- 安部秀俊(2024)「改正リース会計の会計基準の展望」、『研究年報』、第18号、大原大学院大学会計研究科。
- 安藤英義(2011)「ASBJ/FASF の印象深い出来事」、『特集 ASBJ/FASF 設立 10 周年』、『季刊 会計基準』、vol.34、財務会計基準機構。
- 池田幸典(2024)「米国 FASB における財務会計概念フレームワークの変容—財務諸表における構成要素の定義および認識を中心に—」、『愛知大学経営学部愛知経営論集』、第182号、愛知大学経営学会。
- 石川純治(2009)「『企業会計原則』が出てこないわけ」、『現代会計時評』第1回、『週刊 経営財務』、税務研究会。
- 市川紀子(2011)「リース会計に関する一考察—中心観を基軸として—」、『駿河台経済論集』第20巻第2号、駿河台大学経済経営学部。
- 伊藤邦雄(2012)「会計基準のコード化体系(ASC)」、『時事用語辞典』、情報・知識&オピニオン imidas、集英社。
- 伊東健治(1989)「リースと資金調達—経済効率の検討を中心に—」、『企業会計』、41巻11号、中央経済社。
- 井上良二(2008)『新版財務会計論』、税務経理協会。
- 井上雅彦(2023a)『改正リース会計の手引き』、税務経理協会。
- 井上雅彦(2023b)『公開草案から読み解く新リース会計基準<案>の実務対応』、税務研究会出版局。
- 江崎千香(2023)「収益認識基準の影響大！貸手からみた新リース基準(案)」、『企業会計』、75巻9号、中央経済社。
- 大瀧晃栄(2024)「アナリストからみた新リース会計基準」、『企業会計』、77巻1号、中央経済社。
- 小野賢二(2024)「新リース会計基準による経理部の影響と対応」、『企業会計』、77巻1号、中央経済社。
- 加賀林陽介(2010)「リースと設備投資」、『リース研究』、第5号、公益社団法人リース事業協会。
- 加賀美陽介(2014)「国内設備投資とリースの動向」、『月刊リース』、第43巻第12号、公益社団法人リース事業協会。

- 加藤久明(1997)「リース会計基準設定をめぐる論点—SFAS No.13 の公開草案に対するコメント・レター分析」、『立命館経営学』、第 36 巻第 3 号、立命館大学経営学会。
- 加藤久明(2003)「リース会計基準の改定をめぐる論点整理—G4+1 のポジション・ペーパーを中心として—」、『会計』、第 164 巻 11 月号、森山書店。
- 加藤久明(2004)「日本のリース会計基準の概要と問題点—所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理をめぐる—」、『大阪経大論集』、第 55 巻第 4 号、大阪経済大学。
- 加藤久明(2007a)『現代リース会計論』、中央経済社。
- 加藤久明(2007b)「リース会計の論理と現行基準の動向」、『リース研究』、第 3 号、公益社団法人リース事業協会。
- 加藤久明(2009)「リース会計基準の経済的影響と基準回避行動」『立命館経営学』第 47 巻第 5 号、立命館大学経営学会。
- 加藤久明(2017)「IASB と FASB の新しいリース会計基準に関する比較考察」『現代社会と会計』第 11 号、関西大学大学院会計研究科。
- 株式会社プロシップ(2024)『「新リース会計基準」の取り組みに関する調査』。
- 企業会計基準委員会・基本概念ワーキング・グループ(2004)「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』』。
- 企業会計基準委員会(2007)『企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」等の解説』。
- 企業会計基準委員会(2024)『企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」等の概要』。
- 公益社団法人リース事業協会(2009)『ディスカッション・ペーパー「リース 予備的見解」に対するコメント』。
- 公益社団法人リース事業協会(2010)「公開草案 リースに対するコメント」。
- 公益社団法人リース事業協会(2011)『「リース会計の論点の整理」に対するコメント』。
- 公益社団法人リース事業協会(2015)「IASB・FASB 共同リースプロジェクトに対するコメント」。
- 公益社団法人リース事業協会(2018)「わが国リース会計基準の検討に対する見解」。
- 公益社団法人リース事業協会(2019)「新リース会計基準（国際基準・米国基準）の概要」。
- 公益社団法人リース事業協会(2021a)「リース需要動向調査報告書」。
- 公益社団法人リース事業協会(2021b)「リース事業協会 50 年史」。
- 公益社団法人リース事業協会(2022)「リースの軌跡と将来展望」。
- 公益社団法人リース事業協会(2023)『企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準(案)」等に対するコメントについて』。
- 小山智弘(2024)「現行リース会計基準と新リース会計基準の比較」、『企業会計』、77 巻 1 号、中央経済社。
- 佐藤信彦(2019)「FASB 新リース会計基準におけるレシー会計モデルに関する一考察」、『立教経済学研究』、第 72 巻第 3 号、立教大学経済学研究会。

- 佐藤行弘・河崎照行・角ヶ谷典幸・加賀谷哲之・古賀裕也(2018)『リース会計制度の経済分析』、中央経済社。
- 茅根聡(2002)「リース 会計基準の行方」、『会計』、第 161 巻 1 月号、森山書店。
- 茅根聡(2005)「わが国のリース会計基準をめぐる展開—オンバランス化議論を踏まえて—」、『リース研究』、第 1 号、公益社団法人リース事業協会。
- 茅根聡(2007)「リース会計基準のコンバージェンスが問いかけたもの」、『リース研究』第 3 号、公益社団法人リース事業協会。
- 茅根聡(2009)「リース会計のニューアプローチとオンバランス論理の変容—リース・ディスカッション・ペーパーの提案を中心に—」、『リース研究』、第 4 号、公益社団法人リース事業協会。
- 茅根聡(2010)「ディスカッション・ペーパー リース：予備的見解に対するコメントレターの分析」、『リース研究』、第 5 号、公益社団法人リース事業協会。
- 東建コーポレーション株式会社(2024)「第二部【企業情報】第 5【経理の状況】」、『第 46 期 有価証券報告書』。
- 中村里佳(2013)「再公開草案で変わる計算方法」、『企業会計』、65 巻 9 号、中央経済社。
- 日本海事新聞(2024)「三光汽船、海運業 90 年の歴史に幕。後任確保・新規投資 難しく」、2024 年 2 月 26 日、デイリー版 1 面。
- 日本経済新聞(2012)「三光汽船、2 度目更生法、負債 1558 億円、裁判外での再建挫折。」、2012 年 7 月 2 日、夕刊 1 面。
- 日本経済新聞(2014)「三光汽船、更生手続き終結の決定。」、2014 年 12 月 4 日、朝刊 12 面。
- 日本経済新聞(2018)「ルール共通化の波紋(2) 新リース基準、負債急増—残高、116 社で 6.6 兆円」、『変わる会計』、2018 年 10 月 20 日、朝刊 13 面。
- 日本経済新聞(2023)「リース取引、資産計上へ、会計処理、海外と同等 大東建託や ANA 1400 社以上に影響 近く草案」2023 年 4 月 23 日、朝刊 7 面。
- 日本経済新聞(2024)「新リース会計適用、27 年度以降に延期 小売りなどの反発で」、2024 年 1 月 5 日、朝刊 1 面。
- 日本公認会計士協会(発行年不明)「一般に公正妥当と認められる監査の基準」、『会計・監査用語かんたん解説集』、日本公認会計士協会ホームページ。
- 林達男(2013)「リース会計基準の新公開草案(旧公開草案からの変更)」、『企業会計』、65 巻 9 号、中央経済社。
- 藤原拓(2023)「関連する部門間の連携が成功の鍵 情報の集め方・システム対応」、『企業会計』、75 巻 9 号、中央経済社。
- 嶺輝子(1982)「リース会計の問題点—特に、リースの貸借対照表能力について」、『会計』、122 巻 5 月号、森山書店。
- 嶺輝子(1989)「米国におけるリース取引の生成とリース会計の論理」、『企業会計』、41 巻 12 号、中央経済社。

持永勇一(2024)「解題 新リース会計基準によるインパクト」、『企業会計』、77 巻 1 号、中央経済社。

矢野卓(2024)「4 ステップで進める！グループ会社における新リース基準対応ガイド」、『企業会計』、76 巻 4 号、中央経済社。

藪前弘(2023a)「借手リースは原則オンバランスの対象に 新リース基準(案)の全体像」、『企業会計』、75 巻 9 号、中央経済社。

藪前弘(2023b)「4 フェーズに分けて考える適用までのタイムライン」、『企業会計』、75 巻 9 号、中央経済社。

吉田剛(2024)「新リース会計基準と関連する他の会計基準との関係」、『企業会計』、77 巻 1 号、中央経済社。

読売新聞(1985)「三光汽船、あす更生法申請」、1985 年 8 月 12 日、夕刊 1 面。

渡邊昌平(2023)「経営陣・投資家への丁寧な説明を 財務諸表・経営指標への影響」、『企業会計』、75 巻 9 号、中央経済社。

渡邊寛将(2013)「リース会計再公開草案における対象・区分・期間・範囲の考え方」『企業会計』、65 巻 9 号、中央経済社。

EY 新日本監査法人(2020)『IFRS「新リース基準」の実務:オンバランスの過程を読み解く』、中央経済社。

i 負債比率とは総資産に占める借入金、金銭債務などの負債の割合のこと。負債÷総資産で求められる。財務分析のなかでも、企業の安全性を分析する際に用いられる。業種によって異なるが一般的に 50%以下であることが望ましいとされている。また、自己資本比率の逆数である。他人資本ともよばれる。

ii 自己資本比率とは総資産に占める資本金などの純資産の割合のこと。純資産÷総資産で求められる。負債比率と同様に、企業の安全性を分析するための指標として用いられる。業種によって異なるが一般的に 50%以上であることが望ましいとされている。また、負債比率の逆数である。

iii Return on Assets (純資産利益率) のことである。一般的に当期純利益を純資産で除して算定される。場合に応じて、当期純利益のところを営業外損益や特別損益を除いた営業利益に代えたり、純資産のところを未稼働資産や子会社株式を除いた経営資本に代えて計算して、算定されることもある。売上利益率×総資本回転率という式に変形でき、財務の収益性と効率性を分析することができる指標である。

iv Accounting Standards Codification のことで米国会計基準のコード化体系である。(伊藤 [2012])

v 長く会計基準設定主体は金融庁(旧大蔵省)の諮問機関である企業会計審議会が行っていたが、1973 年に会計原則委員会(Accounting Principles Board, APB)を前身として設立された FASB や 2001 年に国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee, IASC)を前身として設立された IASB などに鑑み国際調和の観点から日本でも

民間機関であるプライベートセクターによってなどから要望され、2001年に公益財団法人財務会計基準機構の常設委員会として日本における現行の会計基準設定主体であるIASBが設立された(安藤[2011]).日本における会計基準はしばしば1949年に企業会計審議会が定めた「企業会計原則」(企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、帰納的アプローチに基づいており、必ずしも法令によって遵守を強制されているわけではないが、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準であるとして長く会計基準における憲法的存在であったが、近年は演繹的アプローチによる財務会計の概念フレームワークを基礎として会計基準が制定されており、その役割はかつてのものより低下しており、一部死文化しているという指摘もある(石川[2009])が現在でもGAAPのひとつを構成する)をはじめ、「企業会計基準適用指針」や「実務対応報告」などをも含み、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(Generally Accepted Accounting Principles,GAAP,日本版を区別するためにJ-GAAPともよばれる)」として、表現されることが多い。他にも、会社法431条においては「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と表現されてる。また、これに類似した表現として「一般に公正妥当と認められる監査の基準」という表現があるが、これはすべての公認会計士が財務諸表監査において準拠するものとして原則的な規定を定めた監査基準(企業会計審議会が策定)や具体的な実務的な詳細規定について定めた監査実務指針や品質管理基準報告書などから構成される監査基準報告書(略称:監基報、日本公認会計士協会が策定、The Japanese Institute of Certified Public Accountants,JICPA)について規定したものであり、ここでいうGAAPとは異なる(日本公認会計士協会[発行日不明])。本稿ではこれを「日本基準」と簡略化した表現を用いている。

vi ここではリースの基本的な利用方法について紹介しているが、これ以外にも不動産会社が賃貸物件をオーナーから借上げ、それを又貸しすることでオーナー側の空室リスクをなくせることができ、不動産会社側は少量の資金で多くの物件を運用できるというサブリースや自己が保有する資産を売却し、それを売却先から借りる取引で、借入を行うより容易かつ迅速に資金調達することができるだけでなく、資産をオフバランスできるセール・アンド・リース・バックなども多く行われている。今回の基準改正で、サブリース(オペレーティング・リース)を行っている企業はこれを資産計上が求められる。その影響は一番大きい東建コーポレーション株式会社(東証P・名証P1766)では、2024年4月期の純資産が200,001百万円であるのに対し、基準改正によって資産計上が求められるオペレーティング・リースのうち解約不能のものに係る未経過リース料2,819,731百万円すべてが資産計上されるものと仮定するとその純資産は基準改正により、約14倍に増大する(日本経済新聞[2023]、東建コーポレーション[2024]、なお数値はいずれも連結。)。セール・アンド・リースバックについても今回の基準改正によりすべて資産計上が求められるので、資産をオフバランスできるという利点はなくなる。

vii 三光汽船の倒産は戦後最大級とも称され、倒産時オンバランスされている帳簿上の負債は5千億円であったが、オンバランスされていない簿外の負債は帳簿上が、これに加えて

記載されている帳簿上の額に相当する 5,000 億円あったことから社会に大きな衝撃をもたらした。ここで用いている倒産という表現に明確な定義は存在しないが、ここでは会社更生法の適用の申請及び決定したことをさす。なお、1989 年に適用され 1998 年に手続きが終結されている。その後、三光汽船は新たに更生会社として再スタートしたものの、2012 年に再度会社更生法の適用の申請及び決定がされ、2014 年に手続きが終結し、再復帰したものの、その後の事業継続が困難になり、三光汽船は創業から 90 年の歴史に幕を下ろすことになった。(日本海事新聞[2024]、日本経済新聞[2012][2014]、読売新聞[1985])

viii 本稿では、借手側が購入時をほぼ同額のコストを負担するいわゆる現在価値基準をフルペイアウト要件の判断基準として説明しているが、現在価値基準以外にも契約終了後に所有権が移転する所有権移転基準(所有権移転条項がなくとも)や購入時とほぼ同様の年数を使用する耐用年数基準、リース契約終了後に借手に当該物件を割安で購入できる権利があり、その行使が確実に予想される割安購入選択基準(所有権移転条項がなくとも所有権移転が移転するものとされる)や借手専用の特別仕様で借手以外に貸すこと不可能である特別仕様基準などもフルペイアウト要件における具体的な判断基準として用いられている。なお、リースを識別する際の基準として、フルペイアウト要件以外に契約中の中途解約のできないとするノンキャンセラブル(解約不能)要件もある(加藤[2004])。前述の通り、リースは原則として中途解約不能であるが、オペレーティング・リースでは、契約によって認められる場合もある。ここでの、解約不能とは契約の形式上解約可能とされていても、解約の際に、当初の契約に係るリース料総額以上の違約金を支払うことになっており、実質的に解約不能とされる契約をも含む。

ix ここでの年数は基準適用が全面的に開始された年を記載している。(一部、早期適用や部分適用がされたケースもあり)新リース基準における開始時期の年数については現時点での予定である。なお、現時点での開始時期の予定は影響が大きい小売業などからの反発により、当初予定より 1 年延長されている。(日本経済新聞[2018][2024])

x 概念フレームワークは基準策定にあたり、かつての『企業会計原則』のように、実務から帰納的に作り出すのではなく、財務報告の目的や役割から、演繹的に作り出すために設定された。1970 年代(正確には 1973 年にプロジェクトが始動し、1985 年におおよそ完成したとされる)に米国において「財務報告のための概念フレームワーク」が発表されたのを皮切りに、IFRS では「財務報告に関する概念フレームワーク」が発表された。日本においても、2004 年に討議資料「財務会計の概念フレームワーク」として ASBJ から発表された。(池田[2024])

xi これまでの会計基準とは 2008 年に適用が開始された現行のリース取引に関する会計基準(企業会計基準第 13 号)のことを指す。本会計基準は、国際会計基準(International Accounting Standards, IAS)第 17 号に相当する。

xii 会社法において作成される計算書類や金融商品取引法において作成される有価証券報告書などの公表用財務諸表における損益計算書においては「販売費及び一般管理費」である。「営業費用」という表現は公表用財務諸表における損益計算書においては「販売費及

び一般管理費」に加えて「売上原価」をも含み、「販売費及び一般管理費」のみを表す表現ではないため、厳密には意味合いが異なるが、本稿では「営業外費用」との違いを明確にするために「営業費用」という慣用的な表現を用いている。なお、「営業外費用」は公表用財務諸表における損益計算書においても「営業外費用」である。

^{xiii} G4+1 とは、会計基準の国際的調和化を視野に入れた会計基準の策定を目的とするワーキンググループのことで、アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・IASB から構成される。(茅根[2002])